

# 町田市介護職員等永年勤続表彰取扱基準

## 第1 目的

この基準は、永く市内の介護事業所等において従事し、高齢者福祉に貢献した者の表彰について必要な取扱事項を定める。

## 第2 表彰基準

表彰の種類及び基準は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 基準日現在、市内介護事業所等に勤務した期間が通算して「10年」又は「20年以上」となる者
- (2) 市内介護事業所等の長が推薦する者
- (3) 推薦時点において、別表に定める市内介護事業所等に直接雇用されている者

## 第3 基準日

第2の基準日は、毎年4月1日とする。

## 第4 被表彰者の推薦

介護事業所等は、第2に規定する表彰の要件を満たす者がいるときは、町田市介護サービスネットワークに対し町田市介護職員等永年勤続表彰推薦書（1号様式）を提出するものとする。

## 第5 被表彰者の決定及び通知

被表彰者は、町田市介護サービスネットワークが決定し、稟議に

より町田市へ回付し、確定する。

なお、町田市介護サービスネットワークは町田市介護職員等永年勤続表彰決定通知書（2号様式）をもってこれを推薦のあった介護事業所等の長にこれを通知する。

## 第6 表 彰

次の各号の定めるところにより表彰を行うものとする。

- (1) 表彰は、町田市いきいき生活部長及町田市介護サービスネットワーク代表理事名で行う。
- (2) 被表彰者に対し、表彰状を贈与する。

## 第7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町田市及び町田市介護サービスネットワークが協議して定める。

## 附 則

この取扱基準は、2024年8月1日から適用する。

第2条第2項に定める20年以上となる者については、同表彰を20年以上で授与したことのある者は対象としない。

## 別表（第2条第1号関係）

	サービス種別	介護事業所等の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
2	指定居宅サービス	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所

		通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所 特定施設入居者生活介護事業所 福祉用具貸与事業所 特定福祉用具販売事業所 居宅療養管理指導事業所
3	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護事業所 介護予防訪問看護事業所 介護予防訪問リハビリテーション事業所 介護予防通所リハビリテーション事業所 介護予防短期入所生活介護事業所 介護予防短期入所療養介護事業所 介護予防特定施設入居者生活介護事業所 介護予防福祉用具貸与事業所 介護予防居宅療養管理指導事業所 介護予防型訪問サービス事業所 介護予防型通所サービス事業所
4	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護
5	地域密着型介護予防	介護予防認知症対応型通所介護事業所 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
6	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 予防居宅介護支援事業所
7	地域包括支援センター	高齢者支援センター
8	その他	養護老人ホーム 軽費老人ホーム